

令和6年度9月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年9月25日(水) 午前9時30分～午前10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第5号 特定農地貸付けの承認について(変更)

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治
4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治
7番 田中 宏 8番 吉田 英和 9番 北田 良孝
10番 栗原 明夫 11番 栗原 茂 12番 平岡 豊子
13番 鹿島 正之助 14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀
16番 水村 英紀

欠席委員 17番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号15番 中 茂紀委員、16番 水村 英紀委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字松郷の14筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は14筆合わせて5,837.73平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字城字北原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,619平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。受人は三芳町にも耕作地がありますが、三芳町農業委員会に受人の畑の管理状況について照会を行ったところ、適正に管理が行われているとの回答がありました。

以上2件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。

申請番号1番につきましては、斎藤 昇委員が関係人となっている案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条に規定に基づく議事参与の制限により、当該案件の審議から終了まで、退席をお願いします。

(斎藤昇委員退席)

議 長： それでは、申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

斎藤昇委員の入室を認めます。

(斎藤昇委員入室)

議 長： 申請番号2番について審議します。初めに、申請地及び受人の城地区及び坂之下地区、東所沢地区の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 次に、受人の中富地区の耕作状況についてですが、私が中富地区の担当です。ので、意見を発表します。

現地を確認したところ、適切に管理されております。

次に、受人の南永井地区の耕作状況について、地区担当の意見を申し上げます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字本郷字西上です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は990平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は店舗です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、店舗（飲食店）を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字本郷字神明原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は752平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は自動車修理工場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、自動車修理工場を設置するものです。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員：申請地から寺までの距離が離れた場所にあるが、営業として成り立つのでしょうか。

事務局：事業者を確認したところ、利益を生むことが目的ではなく、周囲の住民の人などの地域の交流の場として提供して、寺の雰囲気を感じ取ってもらえるような店舗を考えているようです。

委員：店舗ではなく、納骨堂のようなものを今回の申請地で作りたいとなった場合は、認められるのでしょうか。

事務局：納骨堂に関しましても、都市計画法や墓地、埋葬等に関する法律等の基準を満たすかの確認を取っていただく必要がありますが、第3種農地に当たる農地ですので、農地法の許可要件に照らして、問題がなければ認められる可能性はあります。

議長：他に質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

- 議 長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。
- 議 長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。
- 委 員： 建物は建てる要件があると思いますが、問題がない申請なのでしょうか。また、建物を建てる面積に制限などはあるのでしょうか。
- 事務局： 事前に関発指導課に確認をしたところ、問題がないと聞いております。また、面積についてですが、自動車修理工場の場合は、500平方メートル以上1,000平方メートル未満であれば建築が可能となります。
- 議 長： 他に質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。
- 委 員： (全員挙手)
- 議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字上山口字大木下の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて301平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を一部借り受け、駐車場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は大字新郷の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて229平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を祖父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は968平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて3,088平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年10月1日から令和11年12月31日までの5年2カ月間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて2,166平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年10月1日から令和16年9月30日までの10年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定いたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定いたします。

議 長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議 長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、決定いたします。

5 議案第5号 特定農地貸付けの承認について（変更）

議 長： 「議案第5号 特定農地貸付けの承認について（変更）」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 特定農地貸付けの承認について（変更）」ご説明いたします。

特定農地貸付けの承認について（変更）、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定に基づく特定農地貸付けについて、同法第4条第1項の規定に基づき承認の変更申請があったことから、同法第3条第3項の各号に掲げる要件等について審議いただきたく、議案として提出いたします。

申請番号1番、所在地は北秋津上安松土地区画整理事業地内です。現況地目は畑で、面積は2,175平方メートルのうち400平方メートルです。なお、承認内容を変更するものです。

以上1件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律法第3条第3項の各号に掲げる要件を満たしているため、特に問題ないと思われます。審議のほどお願いします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見をありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認といたします。

6 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項4 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

7 その他

議 長： その他に何かありますか。

ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時30分）